

## 労働保険事務組合制度とは

事業主の委託を受けて「労働保険」(労災保険と雇用保険)の事務手続を処理する厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

## 「労働保険事務組合」の認可を受けている団体には

主に、事業協同組合、商工会議所、商工会、その他社会保険労務士が代表の団体等があります。

## 事業主に代って行う事務・手続きは

次のような「労働保険」にかかる事務を行い、そして労働基準監督署やハローワーク(公共職業安定所)への事務手続を代行いたします。

- 労働保険料(概算保険料、確定保険料)にかかる申告及び納付についての手続
- 「労働保険」の加入にかかる手続(保険関係成立届、事業所設置届)
- 労災保険の特別加入の申請等の手続
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の手続
- その他の労働保険についての申請、届出、報告等の手續



## 委託できる事業主(中小企業主)は

常時使用する労働者が、

- 金融・保険・不動産・小売業(飲食業を含む)は………50人以下
- 卸売業または、サービス業は……………100人以下
- その他の事業は……………300人以下



## 「労働保険事務組合」へ委託するには

事務を委託するときは、委託手数料等が必要となります。  
詳細については、最寄の事務組合へお問い合わせください。

## 委託すると次のような利点があります

- 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代って処理しますので事務の手間が省けます。
- 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。
- 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別に加入することができます。
- 労働保険法の改正や、助成金制度・援助制度など、労働・雇用についての新しい必要な情報を入手できます。